

株式会社タカキューに対する買取決定等について

2024年3月28日
株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、本年1月25日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行っていましたが、その後、関係金融機関等との合意が整ったこと等を踏まえ、本日、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称
株式会社タカキュー（以下「再生支援対象事業者」という。）
2. 商取引債権の取り扱い
関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する金融債権等以外の商取引債権については、引き続き何ら影響はありません。

※ 公表する理由

本件について公表を行うことが、上場企業である再生支援対象事業者の信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で、公表を行うこととしました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
株式会社地域経済活性化支援機構 <https://www.revic.co.jp/>
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階
代表：TEL 03-6266-0304 / 03-6266-0310